

介護保険事業者指定基準
要項について
(令和元年度改定版)

奈良市福祉部介護福祉課

目次

I. 制定基準要項一覧

II. 奈良市独自の基準及び取扱いについて

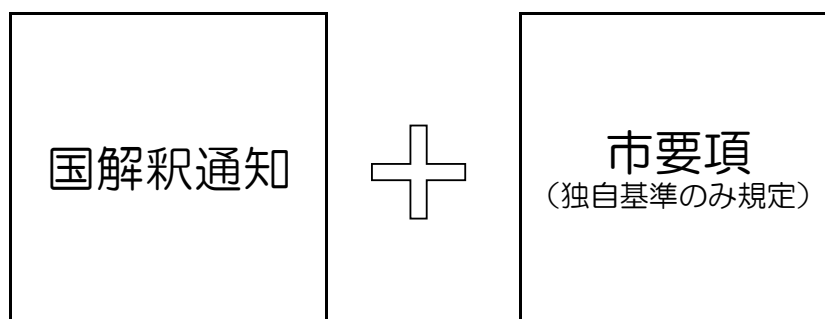
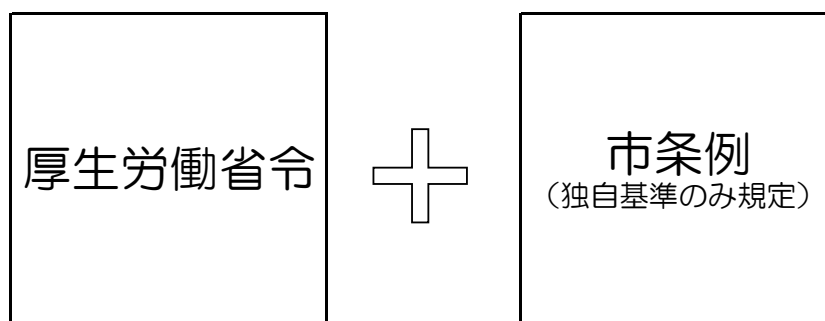
1. 独自基準項目

2. 独自基準の概要(全項目)

3. 独自基準の概要(令和元年度変更分)

条例及び要項の全体像

奈良市では条例、要項ともにリンク方式（全て具体的に条例又は要項に規定するのではなく、国の省令等を引用し、条例又は要項に規定する方法）を採用しています。



I. 奈良市指定基準要項

【社会福祉法関係】

1. 奈良市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する要項

【老人福祉法関係】

2. 奈良市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する要項
3. 奈良市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する要項

【介護保険法関係】

4. 奈良市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の基準等に関する要項
5. 奈良市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの基準等に関する要項
6. 奈良市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する要項
7. 奈良市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する要項
8. 奈良市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する要項
9. 奈良市介護医療院の人員、施設及び設備、運営の基準に関する要項

2. 独自基準の概要（変更後全項目）

(1) 居室等の安全性の確保

国基準	奈良市基準
規定なし	<p>【条例】 各施設の配置、構造及び設備について、利用者の安全の確保について十分配慮する旨を規定。</p>

趣旨	安全性に配慮された居室の設置を推進する。
----	----------------------

(2) 暴力団の排除

国基準	奈良市基準
規定なし	<p>【条例】 運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団を利することとならなければならない旨を規定。 【要項】 法人の役員、管理者をはじめとする事業の運営に従事する者は、暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者であってはならない旨を規定。</p>

趣旨	暴力団の排除を推進し、市民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展を図る。
----	---

(3) 事業所の名称

国基準	奈良市基準
規定なし	<p>【要項】 事業所の名称は、介護保険サービスを提供する事業所として適切なものとし、誤解を与えるようなものにならないよう留意しなければならない旨を規定。</p>

(4) 「勤務時間」の定義

国基準	奈良市基準
規定なし	<p>【要項】 勤務時間とは、労働者が使用者の指揮命令の下に置かれている実労働時間とする。事業所（出張所、サテライト等を含む。）以外での待機時間等は、勤務時間に算入できない旨を規定。</p>

趣旨	事業所外での待機時間等についての取扱い。
----	----------------------

(5) 面積や幅の算定方法

国基準	奈良市基準
規定なし	<p>【要項】 面積や幅は内法方法により算定する旨を規定。</p>

(6) 区画

国基準	奈良市基準
規定なし	<p>【要項】 1つの建物に複数の事業所が混在する場合は、利用者や従業員が入り交ざらないようにするほか、感染症の発生やまん延の防止に十分配慮しなければならない旨を規定。</p>

(7) 食堂及び機能訓練室の設備基準

国基準	奈良市基準
規定なし	<p>【要項】 ①全体を見渡すことができる構造にする等により利用者の安全について十分配慮すべきである旨を規定。 ②面積の算定の際の、固定物やキッチンの取扱いを規定。 ③（通所系）原則として1階に設けるべきである旨を規定。</p>

(8) 乗降地

国基準	奈良市基準
規定なし	<p>【要項】 利用者が事業所まで安全に移動できる位置に乗降地を設けなければならない旨を規定。敷地内に乗降地を確保することができない場合は、隣地地権者の同意を書面で得るとともに、利用者の安全性が十分に確保される場合に限り、隣地の駐車場等を乗降地とすることができる。</p>

趣旨	安全な乗降地及び事業所への動線を確保するため、乗降地の基準の明確化。
----	------------------------------------

(9) 通所介護における事業所等の設備基準

国基準	奈良市基準
規定なし	<p>【要項】 事業所等には、従業員及び利用者が居住すべきでない旨を規定。</p>

(10) 消毒設備

国基準		奈良市基準
規定なし	➡	【要項】 感染症の予防に配慮した位置に消毒設備を必ず設けなければならない旨を規定。
趣旨	訪問看護事業所等の消毒設備の必要性を明記。	

(11) ユニット型施設の居室・便所

国基準		奈良市基準
規定なし	➡	【要項】 「当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設け」られる居室とは、以下に該当する居室とする。 ①当該共同生活室に隣接している居室 ②当該共同生活室に隣接していないが、①と隣接している居室 ③当該共同生活室に隣接していないが、②と隣接しており、当該共同生活室に近接して一体的に設けられていると考えられる居室 併せて、便所の位置や個数についても規定する。

(12) 特別養護老人ホームにおける居室定員の変更

国基準		奈良市基準
【省令】 居室の定員を1人とするが、例外的に入所者への指定介護老人福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とできる旨を規定。	➡	【条例】 居室の定員を1人とするが、例外的に市長が特に必要と認める場合は4人以下とすることができる旨を規定。 【要項】 居室定員を4人以下とすることができる「市長が特に必要と認める場合」については、次のいずれかに該当する場合をいう旨を規定。 ①入所者への指定介護老人福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合で、定員を2人とするとき。 ②土地の取得が極めて困難等の理由により現有敷地内で既存施設を建て替える場合に、土地の形状、面積等の制約により多床室でなければ建築できない場合で、奈良市から多床室を設ける必要がある旨の意見の申出があるとき。 ③既存施設を建て替える場合で、サービス利用者の所得の状況等の動向を踏まえて、奈良市から多床室を設ける必要がある旨の意見の申出があるとき。 ④その他地域の実情に応じて多床室の整備が必要と認められるとき。
趣旨	特養の居室は生活の場であるため定員は1人を原則とするが、土地の取得が極めて困難な場合の既存多床型特養の建替えや費用が安価な施設を求める低所得者への配慮等の多様なニーズに対応。	

(13) (非常災害対策) 備蓄用非常食等の確保

国基準		奈良市基準
規定なし	➡	【条例】 非常災害時における備蓄用として、施設の実情に応じた非常食、飲用水、日用品等の確保に努めなければならない旨を規定。 【要項】 災害対応強化を図るために備蓄用非常食等の確保の必要性を明記。
趣旨	入所施設における災害対応強化を図る。	

(14) (非常災害対策) 地域住民との連携

国基準		奈良市基準
規定なし	➡	【条例】 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。非常災害時を想定した訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める旨を規定。 【要項】 非常災害時のための訓練を実施するに当たって、地域住民及び消防関係者の参加が得られるよう連携に努めなければならない旨を規定。
趣旨	非常災害時を想定し、地域住民やボランティア、NPO団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図る。	

(15) (勤務体制の確保) 兼務の場合の勤務形態一覧表の記載明確化

国基準		奈良市基準
規定なし	➡	【要項】 兼務の場合は、勤務形態一覧表に職種ごとに勤務時間を分けて明記すること。
趣旨	兼務の際に、勤務形態一覧表に職種ごとに勤務時間を分けて記載することで、人員基準を満たしているかの確認を容易にする。	

(16) (勤務体制の確保) キャリアパスの整備

国基準	奈良市基準
規定なし	【条例】 事業者等は職員に対して、その能力、資格、経験等に応じた適切な処遇を行うよう努めなければならない旨を規定。 【要項】 条例の当該条項は、職員の能力、資格、経験等に応じた適切な処遇を行うことにより、職員がやりがいを持って働き続けることができる職場環境の整備を促進する趣旨である旨を規定。

(17) サービスの質の評価や改善の取組等の市への報告

国基準	奈良市基準
規定なし	【条例】 事業者は、提供するサービスの質の評価及び改善の取り組み等について、その内容を市に報告する旨を規定。 【要項】 報告を求めることができる「市長が別に定めるところ」について、具体的に規定。

趣旨	サービスの提供状況等の報告を条例で規定することにより、市内の事業者が、常に室の高いサービス提供を目指して改善に取り組む仕組みを定着させるとともに、市においても良いサービスにつながる実質的指標等の統計・分析を行い、結果を周知する等の取組の促進を図る。
----	--

(18) 食事

国基準	奈良市基準
規定なし	【条例】 食べる意欲の維持・向上を意識した献立の工夫に努める旨を規定。 【要項】 規則的な食事が、単なる栄養の摂取のみにとどまらず生活の質の維持及び向上において重要な意義を有する転にあることを踏まえ、入所者の心身の状況及び嗜好への配慮に加えて旬の食材や郷土食を取り入れる等の献立の工夫に努める趣旨である旨を規定。

(19) 生活相談員の資格要件

国基準	奈良市基準
【解釈】 「社会福祉施設等に勤務し又は勤務したことのある者等であって、その者の実績等から一般的に、(略)生活相談員にあつては、入所者の生活の向上を図るため適切な相談、援助等を行う能力を有すると認められる者」と規定。	【要項】 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者と同等の能力を有すると管理者が認める者とは、介護福祉士、介護支援専門員又は福祉・医療・保健のいずれかの分野において2年以上介護又は相談業務に従事した者のうち、入所者の生活の向上を図るため適切な相談、援助等を行う能力を有する者である旨を規定。

(20) 通所介護における看護職員の配置基準

国基準	奈良市基準
【省令】 看護職員の配置基準を「1以上」と規定。「1以上」の具体的内容について規定なし。	【要項】 看護職員の配置基準である「1以上」とは、毎営業日の単位ごとに、 <u>2時間以上</u> 配置されていることをいう旨を規定。

趣旨	看護職員の配置基準の明確化。
----	----------------

(21) サービス提供記録の記録内容

国基準	奈良市基準
記載なし	【要項】 サービス提供記録に、サービスの開始時刻及び終了時刻、利用者の氏名を記録する旨を規定。

趣旨	介護報酬算定の根拠となる事項の記録の徹底。
----	-----------------------

(22) サービス計画の変更時期

国基準	奈良市基準
記載なし	【要項】 要介護更新認定を受けた場合にはサービス計画を変更する旨を規定。

趣旨	要介護度に変更がない場合にも要介護更新認定の際には適切なアセスメント等の実施を確保。
----	--

(23) 衛生管理等

国基準
記載なし



奈良市基準
【要項】 「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」に、感染症対策委員会の構成員及び開催頻度を規定する旨を規定。

趣旨	委員会の構成員・開催頻度を明確化することにより衛生管理体制の充実を促進。
----	--------------------------------------

(24) 事故発生の防止のための指針

国基準
記載なし



奈良市基準
【要項】 「事故発生の防止のための指針」に、介護事故の防止のための委員会の構成員及び開催頻度を規定する旨を規定。

趣旨	委員会の構成員・開催頻度を明確化することにより事故発生防止体制の充実を促進。
----	--

(25) 重要事項説明書の記載事項

国基準
記載なし



奈良市基準
【要項】 重要事項説明書の具体的な記載事項及び、書面による同意が必要な旨を規定。 【要項】 具体的な記載事項に「提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）」を追加。

(26) 交通費

国基準
記載なし



奈良市基準
【要項】 ・通常の事業の実施地域を越えた地点から居宅までの交通費を徴収できる旨を規定。 ・通常の事業の実施地域内の交通費については、駐車場代も含め徴収できないものとする旨追加。

(27) 苦情処理

国基準
記載なし



奈良市基準
【要項】 「必要な措置」として事業所、奈良市及び国民健康保険団体連合会の各相談窓口を重要事項説明書や事業所に掲示する等により利用者に明らかにする旨を規定。

(28) グループホームにおける管理者と計画作成担当者の兼務

国基準
【省令】 ・計画作成担当者は、「利用者の処遇に支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事することができる」 ・管理者は、「共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居のほかの職務に従事」できる。 【解釈】 ・計画作成担当者は、「管理者との兼務もできるものとする。」



奈良市基準
【要項】 2以上の共同生活住居を有する事業所においては、共同生活住居を越えての兼務となるため、計画作成担当者と管理者の兼務は出来ない旨を規定。

(29) 居宅介護支援事業者への個別サービス計画の提出

国基準
<p>【解釈】 各サービス（努力義務） 指定居宅介護支援事業者から訪問介護計画等の提出の求めがあった際には、当該訪問介護計画等を提出することに協力するよう努める</p> <p>【省令・解釈】 居宅介護支援（義務） 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画等の提出を求めるものとする</p>



奈良市基準
<p>【要項】 居宅介護支援に合わせて、各サービスについても提出を義務とする旨を規定。</p>

2-2. 独自基準の概要（令和元年度変更分）

追加

(30) 管理者の兼務の範囲

<p>国基準</p> <p>【省令】 事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>※訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護は規定なし</p>	→	<p>奈良市基準</p> <p>【要項】 管理者は、当該事業における従業者と兼務する場合、同一事業所内で行う他の事業の管理者及び同一敷地内に所在する他の事業所の管理者のみ兼務することができる。したがって、この場合は同一事業所内で行う他の事業の従業者や、同一敷地内に所在する他の事業所の従業者との兼務は認められない。（一体的に予防事業を行う場合や、一体的に福祉用具貸与と特定福祉用具販売を行う場合等は、この限りではない。） また、専従要件のある加算を算定している場合、管理業務に支障があると考えられるため、管理者は専従要件のある職員との兼務は認められない。</p>
--	---	--

趣旨	管理業務の兼務可能な範囲の明確化。
-----------	-------------------

(31) 関連法の遵守

<p>国基準</p> <p>明記なし</p>	→	<p>奈良市基準</p> <p>【要項】 事業を運営するにあたっては、介護保険法、老人福祉法、高齢者虐待防止法、消防法、建築基準法、都市計画法、労働基準法、食品衛生法等の関係法令や条例等を遵守すること。</p>
-------------------------------	---	--

(32) 事故報告の提出期日

<p>国基準</p> <p>【省令】 事故が発生した場合は、市町村、家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p>	→	<p>奈良市基準</p> <p>【要項】 事故が発生した場合は、「介護保険事業者事故報告取扱要領」に則り、奈良市への報告を速やかに（原則3日以内）に行うこと。なお、緊急性の高い事故については、速やかに電話により報告するとともに、その後報告書を提出すること。</p>
--	---	---

☆「奈良市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの基準に関する要項」に「地域密着型通所介護」を追加。
内容については看護職員の項目を除き通所介護と同様。

変更

(20) 通所介護における看護職員の配置基準

<p>変更前要項</p> <p>【要項】 看護職員の配置基準である「1以上」とは、毎営業日の単位ごとに、概ね2時間以上配置されていることをいう旨を規定。</p>	→	<p>変更後要項</p> <p>【要項】 「概ね」を削除。</p>
---	---	--

趣旨	看護職員の配置基準の明確化。
-----------	----------------

(25) 重要事項説明書の記載事項

<p>変更前要項</p> <p>【要項】 重要事項説明書の具体的な記載事項及び、書面による同意が必要な旨を規定。</p>	→	<p>変更後要項</p> <p>【要項】 具体的な記載事項に「提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）」を追加。</p>
---	---	--

趣旨	省令改正による。
-----------	----------

(26) 交通費

<p>変更前要項</p> <p>【要項】 通常の事業の実施地域を越えた地点から居宅までの交通費を徴収できる旨を規定。</p>	→	<p>変更後要項</p> <p>【要項】 ・通常の事業の実施地域内の交通費については、駐車場代も含め徴収できないものとする旨追加。</p>
---	---	--

趣旨	通常の事業の実施地域内の交通費については介護報酬に含まれているものとする市の見解を明確化。
-----------	---

☆その他平成30年にリンク条例化したことに伴う条すれ分の修正。

削除

(1) 身体的拘束等の原則禁止の実効性の確保

奈良市基準

【条例】

- ・身体拘束廃止に係る研修の実施及び身体拘束廃止委員会を設置する旨を規定。
- ・身体拘束記録に『「緊急やむを得ない理由」についての検討記録』、『検討を行った者』、『解除予定日』、『解除に向けた具体的な取組』を記載する旨を規定。

【要項】

緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合であっても、その判断を身体拘束廃止委員会が行うこと。また、身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（当該理由について検討した過程を含む。）、解除予定日並びに解除に向けた具体的な取組を記録することにより、判断の過程の客観性を確保し、慎重な判断につなげなければならない旨を規定。

理由 平成30年度改正において省令により規定された内容と重複するため削除。

(2) サービスの提供記録等の保存年限の延長

奈良市基準（変更前）

【条例】

介護報酬請求の基礎となる記録の保存義務期間を「サービスの提供の日から5年間」に変更する旨を条例に規定。

【要項】

5年間保存しなければならない記録を具体的に規定。



奈良市基準

【条例】

介護報酬請求の基礎となる記録の保存義務期間を「サービスの提供の日から5年間」に変更する旨を条例に規定。

【要項】

5年間保存しなければならない記録の内容を省令通りとするため、要項での規定が不要となったため削除。

理由 5年間保存すべき文書を省令通りとするため削除。

要項の制定

☆奈良市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する要項

☆奈良市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準要項

要項の廃止

☆奈良市介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する要項

⇒介護保険法上廃止されており、市内の施設も介護医療院に転換したため廃止することとする。